

お元気ですか

南 恵子

です

ニュースを読んでご意見をお寄せ下さい。

区議会議員

南 恵子事務所

3790-1523



発行責任者 日本共産党品川区議会議員 南 恵子 八潮5-12-65-503

区議団e-mail info@jcp-shinagawa.com

入院になった時 医療費をどうしていますか

希望しない差額ベッド代は払わなくていい

病気で入院になった時、まず心配になるのは病状はもちろんですが、医療費も大きな心配事の一つです。多くの方たちは、お医者さんから「大部屋は空いていない」と言われて、やもうえなかったといいます。希望しなければ払わなくていいのですが知られていません。

「個室しか空いてない」と言われたケースが多い

体の不調を感じて受診した時に、「入院の必要があります」とお医者さんから言われ、同時に「個室しか開いていない」となると、やむなく承諾してしまいます。

しかし、ここで勇気を出して「大部屋にしてほしい」といつておくことが大事です。南も家族が入院したとき、同じようにお医者さんから個室

しかないことを告げられましたが、頑張って大部屋を希望したいと言いました。当座は2人部屋でしたが、数日後大部屋が空いたので部屋を変えますといわれました。いつておくことが大事だと思いました。



差額ベッド料払わないで済むケース

(厚生省医療通知で以下のように定めています。)

①同意書による同意の確認を取っていないとき。
(同意書をとっても室料の記載がなかったり患者側の署名がない等不十分な場合も含む)

②「治療上の必要」で移したとき
(救急患者、術後患者などで病状が重篤なために安静を必要とする人、又は常に監視が必要で、適時適切な看護や介護を必要とする人。

また、免疫力が低下して、感染症にかかるおそれのある患者。集中治療の実施、著しい身体的・精神的苦痛を緩和する必要のある終末期の患者。)

これらの場合は、同意書を出していても払う必要はありません。

③患者の選択でなく、病棟管理などの必要から移したとき。

(MRSAなどに感染しており、他の入院患者の院内感染を防止するため移した場合。)

**差額ベッド料は患者が
良い環境を求め自ら
選んで入る部屋の
費用**

差額ベッド料とは、「特別療養環境室」の費用で、良い環境を求める患者さんが自ら選んで入る特別室をいいます。

先に紹介した厚労省の通知はほとんど守られていないのが実態です。きちんとした指導が求められますが、同時に、国の医療費抑制政策を大元から変えることが必要です。

**現実には心配している
方はお気軽の相談を**

現に、今、困っていたり不安のある方はいつでも気軽ににご相談ください。制度を大いに活用して、命と暮らしを守りましょう。

問い合わせ先

品川区議団・控え室

電話(5742-6818)

後期高齢者医療制度は廃止しかない 街は怒りでいっぱい！

国会を
集めよう
署名を
届けよう
署へ

テレビのチャンネルを回すと、どこ
の局でも「後期高齢者医療費」の問
題を取り上げています。

インタビューでは多くの高齢者が
不安と怒りの声を堂々とあげていま
す。

また、出演していたタレントは、
「小泉内閣で決めたのよ」と。以前
から決まっていたことなどを話して
いました。歯に衣着せないで言える
ほど国民の怒りは激しいことを実感
しました。

**なぜ、こんな制度が出来
たのか**

なぜ、こんな制度が出来たのでし
ょうか。

「医療費適正化」の名のもと、20
15年には3兆円の医療費を削減し、
25年には8兆円を削減する計画です。
更に、15年の3兆円のなかの2兆円
を、25年の8兆円のなかの5兆円を
後期高齢者分として削減することを
自公が昨年の通常国会で強行採決し
たのです。

また、小泉内閣以来の「骨太方針」
で、2011年度までの5年間、社

会保障費を2200億円づつ削減し
つづけているために、一層の負担増
がかかっています。

**持続可能にするため
というが**

「持続可能」な制度として必要とい
いますが本当でしょうか。

負担増は医療だけでなく介護も年
金もかかっています。政府は、「持
続可能」な制度にするために必要で、
『痛み』に耐えるしかないといいま
すが、本当の狙いは、今でも低く抑
えている国の財政負担と大企業の保
険料負担を更に抑制・削減すること
です。

**社会保障費を外国と比べ
ると日本は低水準**

日本の社会保障支出のGDP比は、
英・仏・独・スウェーデンより大き
く立ち遅れ、特に公費負担は3〜5
割、事業主負担も4〜6割程度。
逆に、国民負担はスウェーデンより
重く、英・仏と同水準。つまり、国
と大企業の負担は少なく、国民負担
は欧州の「高福祉国家」並みです

このニュースをお読みになつて、ご意見やご要望などありましたら、お気軽にお寄せください。電話(3790)1523